

# 産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地  
氏 名 中部第一輸送 株式会社  
代表取締役 森 敏彦 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であること  
を証する。



愛知県知事 大 村 秀 章

許 可 の 年 月 日 平成 25 年 1 月 31 日  
許 可 の 有 効 年 月 日 平成 27 年 11 月 29 日

## 1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃植物性残さ、鉍さい  
以上 6 品目

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）  
、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）  
、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた  
ものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物  
を含む。）  
、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 8 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ  
ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上  
げることができる高さ

(1) 所在地

海部郡蟹江町北新田二丁目 68 番 2

(2) 面積

8, 435m<sup>2</sup> (保管面積 459m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）  
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた  
ものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物  
を含む。）  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

2, 139m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月30日 新規許可

平成15年11月30日 更新許可

平成21年 1月14日 更新許可

平成25年 1月31日 変更許可

5 積替え許可の有無

④ ・ 無

市名 名古屋市 許可番号 6410055145

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

存 ・ ④

